

1. 残業の加算割増率

法定時間外労働に関し、月間 60 時間以上になる場合に割増率を 25%加算しなければならない、という定めがあります。給与計算ソフトでも月間 60 時間以上の労働について集計する機能(さらに割増加算されている)が付されているものも散見します。この割増加算については、この規定自体は平成 22 年に行われていますが、一方で、中小企業については「当面の間」猶予とされています。これについて、改めてみてみます。

この割増率に関する規定は、労働基準法 37 条 1 項に準拠しています。つまり、法律で定められているため、奨励や経済界の自主的取組ではなく義務付けられているものです。現在、表の範囲にある中小企業に対しては猶予されていますが、内容は、「法定時間外労働」が 60 時間を超える場合に、60 時間を超える時間外労働の割増賃金を+25%ではなく+50%以上としなければならない、ということです。注意点として、「法定時間外労働」とは、原則、1 日 8 時間または 1 週 40 時間を超える時間であるため、単に日々の「残業時間」だけでなく「休日出勤」の時間も含むこと、があります。

この加算割増対象になる時間外労働は「代替休暇」として休暇に換算することも可能とされています。これは、労使協定により、月 60 時間を超える加算割増率の対象となる時間について、当該超過時間×引き上げ割増分の時間について年次有給休暇とは別に有給休暇を付与することで換算することができるとするものです。ただし、所定外労働が恒常的にある職場では休暇を取得すること自体が難しく、現実的ではないかもしれません。

割増率の倍増は重大であり、恒常的な長時間労働で代替休暇の換算が難しい場合には、労働時間制や業務のプロセスに関する見直しは必須といえます。場当たり的な処置でない根本的な解決には、時間を掛けて取り組みたいものです。



2. 労災保険の「特別加入」の対象が広がりました

労働者災害補償保険(以下、労災保険)は、労働者が業務上の事由または通勤が原因で負傷、病気、あるいは亡くなった場合に被災労働者や遺族の保護に必要な保険給付をおこなう制度です。労災保険は本来労働者の災害に対して保険給付をおこなう制度ですが、労働者以外でも業務の実情、災害の発生状況などからみて、労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人について、任意で労災保険に加入できる「特別加入」制度があります。

特別加入には、中小企業の事業主や役員、家族従事者を対象とする第 1 種特別加入、労働者を使用しない一人親方、自営業者、法令に定められた作業に従事する特定作業従事者を対象とする第 2 種特別加入、日本国内の事業主から海外でおこなわれる事業に派遣される労働者等を対象とする第 3 種特別加入の 3 種類の特別加入制度がありますが、今年の 4 月から第 2 種特別加入制度に、芸能関係作業従事者、アニメーション制作作業従事者、柔道整復師、創業支援措置に基づき事業をおこなう人が加入対象になったことに続き、9 月からは自転車を使用して貨物運送業務をおこなう人、ITフリーランスの人も対象となり加入対象が広がりました。

ITフリーランスとは、情報処理システムやソフトウェア、ウェブページの設計、開発、管理、監査、セキュリティ管理や一般的な企画をする業務・作業に従事する人が対象で、具体的にはITコンサルタント、システムエンジニア、プログラマー、セキュリティエンジニア、Webデザイナー等をフリーランスでおこなう人です。なお、ITフリーランスも自転車での貨物運送業務も(4 月からの 4 つの事業、作業も)第 2 種特別加入ですから、同種の特別な事業、作業に従事する人で構成された特別加入団体を通じて加入手続きをすることとなります。

● 編集後記 ●

相撲観戦(九月場所)に行きました。通常は4人掛けのマス席も、2人がけの対応となっており、感染対策をしっかりと行っている印象でした。去年は1人で座ったので、コロナ対策をして少しずつ、観客数も増やして対応していました。同日に、溜まり席(土俵のすぐそば)に、デヴィスカルノ夫人が真っ赤なドレスと高いハイヒールで来ていました。観戦時は背筋がピンと伸びたままの正座姿。81歳とはとても思えません。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録 NO.13050514)
 三鷹市下連雀 3-38-4
 三鷹産業プラザ 307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部メンバー): 秋山・隅谷・安部・酒井・福岡